

洞爺湖町中小企業振興資金融資制度

洞爺湖町では、町内の中小企業の皆様の振興のため、下記の融資制度を設けています。

融資対象者	<ul style="list-style-type: none">・町内居住及び事務所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいるもの。・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者であること。・町税を完納しているもの。
融資用途	運転資金及び設備資金
融資金額	5,000,000円以内
融資期間	7年以内
融資利率	<ul style="list-style-type: none">・短期融資（1年以内） 長期プライムレートの利率・長期融資（1年超） 長期プライムレートの利率に0.2% 上乗せした率とする ※基準日は4月1日、10月1日となります。 ※利率はいずれも取扱金融機関にご確認ください。
信用保証	取扱金融機関の条件による。
担保、償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。
取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none">・伊達信用金庫虻田支店 電話 76-2245・伊達信用金庫洞爺温泉支店 電話 75-2261・北海道銀行伊達支店 電話 23-3188
融資申込	融資申込書に必要事項をご記入の上、洞爺湖町商工会を経て金融機関に提出となります。
その他	<ul style="list-style-type: none">・融資には、金融機関の審査があります。・融資枠には上限があります。・詳細につきましては、金融機関にお問合せください。